法務省共済組合定款の一部変更について

法務省共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 28 年３月 31 日

法務省共済組合代表者
法務大臣　岩城　光英

第15条を次のように改める。

第15条　削除

第18条第２号中「施行令」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）」に改める。

第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。

第27条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第28条第１項の表中「42.48/1,000」を「38.78/1,000」に、「5.06/1,000」を「4.91/1,000」に、「84.96/1,000」を「77.56/1,000」に、「10.12/1,000」を「9.82/1,000」に改め、同条第２項の表中「42.48/1,000」を「38.78/1,000」に、「5.06/1,000」を「4.91/1,000」に改め、同条第３項中「42.48/1,000」を「38.78/1,000」に、「0.88/1,000」を「0.93/1,000」に改める。

別表（第３条関係）中「京都地方検察庁支部」の項、「神戸地方検察庁支部」の項、「奈良地方検察庁支部」の項、「大津地方検察庁支部」の項及び「和歌山地方検察庁支部」の項を削る。

附　則

１　この変更は、平成28年４月１日から施行する。

２　変更後の第28条第１項から第３項までの規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

３　京都地方検察庁支部、神戸地方検察庁支部、奈良地方検察庁支部、大津地方検察庁支部及び和歌山地方検察庁支部の廃止に伴うこれらの支部の残余事務の処理は、検察庁大阪支部において行うものとする。

刑務共済組合定款の一部変更について

刑務共済組合定款（平成13年４月１日制定）の一部を次のように変更する。

平成 28 年４月１日

刑務共済組合代表者
法務大臣　岩城　光英

第15条を次のように改める。

第15条　削除

第20条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。

第23条第１号中「被扶養者」の次に「（以下この号において「組合員等」という。）」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第24条第１項中「施行令」を「国家公務員共済組合法施行令（昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。）」に、「介護保険第２号の被保険者」を「介護保険第２号被保険者」に改め、同項の表中「6.02/1,000」を「5.65/1,000」に、「12.04/1,000」を「11.30/1,000」に改め、同項第２項中「6.02/1,000」を「5.65/1,000」に改める。

附　則

１　この変更は、平成28年４月１日から施行する。

２　変更後の第24条第１項及び第２項の規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.web-koukoku.org/0208134537/index.html

（乙）http://www.web-koukoku.org/0208214715/index.html

平成二十八年四月二十二日

東京都港区南青山二丁目二番八号

（甲）株式会社シグマ
代表取締役　大島　嘉仁

東京都港区南青山二丁目二番八号

（乙）株式会社デルタ３
代表取締役　大島　嘉仁

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月一日

掲載頁　八十三頁（号外第七十八号）

平成二十八年四月二十二日

東京都中央区八重洲一丁目九番九号

（甲）東京建物株式会社
代表取締役　佐久間　一

東京都中央区八重洲一丁目九番九号

（乙）株式会社東京建物ファンドマネジメント
代表取締役　加茂　正巳

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十日

掲載頁　一〇二頁（号外第一五号）

（乙）http://www.mlij.co.jp/

平成二十八年四月二十二日

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーN館

（甲）マニュライフ・アセット・マネジメント株式会社
代表取締役　石田　成

東京都千代田区丸の内一丁目八番一号丸の内トラストタワーN館

（乙）マニュライフ・インベストメンツ・ジャパン株式会社
代表取締役　永田　嘉英

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十六日

掲載頁　六十頁（号外第一六〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年七月十六日

掲載頁　六十頁（号外第一六〇号）

平成二十八年四月二十二日

神奈川県川崎市幸区新小倉一番二号

（甲）ユニキャリア株式会社
代表取締役　志岐　彰

神奈川県川崎市幸区新小倉一番二号

（乙）ユニキャリアホールディングス株式会社
代表取締役　志岐　彰